

◎組合議会議員の報酬、費用弁償
及び期末手当に関する条例

制 定 昭35. 4. 1 条例5

最近改正 平10. 3. 23 条例7

(目 的)

第1条 この条例は、組合議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 報酬は次のとおりとする。

議 長	年額	101,000円
副 議 長	年額	94,000円
委 員 長	年額	90,000円
副委員長	年額	88,000円
議 員	年額	82,000円

2 前項の報酬は、併給しない。

(昭36条例1、昭37条例2、昭41条例12、昭43条例1、昭46条例2、昭49条例2、昭52条例3、昭55条例2、昭60条例2、平2条例2、平6条例1、平10条例7一部改正)

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、新たに議員となった者には、その日からこれを支給し、離職又は死亡した者には、その月分の全額を支給する。ただし、任期満了その他の事由により離職し離職の月において再び議員となった場合は、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

2 職の異動により議員の受ける報酬に異動があった場合は、その日から新たな額の報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。

(報酬支給期)

第4条 報酬は、年額を4分し、毎年6月、9月、12月及び翌年3月にこれを支給する。

(費用弁償)

第5条 議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第6号)の定めるところにより旅費を支給する。

(期末手当)

第6条 6月又は12月に在職する議員には、別に条例で定めるところにより期末手当を支給することができる。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

附 則(昭和36. 4. 1 条例1)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則(昭和37. 4. 20 条例2)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに議員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬及び期末手当は改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

附 則（昭41.3.26 条例12）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭43.3.29 条例1）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭46.3.29 条例2）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭49.3.29 条例2）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭52.3.30 条例3）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭55.3.28 条例2）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭60.3.25 条例2）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平2.3.30 条例2）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平6.3.23 条例1）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平10.3.23 条例7）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。